

介護予防サポーター養成講座 いくつになっても いきいきと生活できるための お手伝い

☎高年齢福祉課 ☎(50)1208

いつまでも住み慣れた場所で、自分らしくいきいきと暮らすためには元気なうちから介護予防の取り組みが必要です。市では、そのお手伝いをする介護予防サポーターの養成講座を開催します。自身の生きがいや介護予防にも役立て、一緒に活動しませんか。

■対象
◇市内在住でおおむね60歳以上の高齢者の健康づくり、介護予防に関心がある人
◇講座終了後、身近な地域で仲間と一緒にグループ(サロン)を立ち上げていただける人(運営費用の一部補助あり)
◇原則、全日程の講座を受講できる人

■定員 20人(先着順)
■参加費 無料
■申込 7月4日(月)から13日(水)までの平日に電話申し込み

講座内容

	期 日	内 容
講義・実技 (全6回)	7月15日(金)	香取市保健福祉計画を踏まえた市の高齢者の現状
	7月22日(金)	介護予防の基礎知識
	7月29日(金)	運動・栄養・口腔ケア、認知症予防と理解(認知症サポーター養成講座を含む)
	8月5日(金)	高齢者の特徴を踏まえた安全で効果的な運動
	8月12日(金)	介護予防サポーターの役割と地域づくりの秘訣
	8月19日(金)	まとめ、市内既存のサロン見学・実習
体験実習	9月～12月予定	各種介護予防教室において体験実習
講習	平成29年1月13日(金)	サロン運営計画作成支援講習

※講義・実技の時間は13時30分から15時30分まで



菅谷 君子 氏
(貝塚) ☎(83)8816

人権擁護委員として、法務大臣より新たに、菅谷君子氏が委嘱されました。

あなたのまちの

人権擁護委員

☎市民協働課 ☎(54)1138

人権擁護委員は、差別や不当な扱いなど、人権上の相談や、啓発活動を行っています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。市役所では毎月、各支所では奇数月に相談所を開設しているほか、電話での相談にも応じています。

締め切り間近 確認じゃ！ 高齢者向け臨時給付金

☎申請方法 社会福祉課 ☎(50)1268
◇制度 厚生労働省専用ダイヤル ☎0570(037)192

「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の申請締め切りは、7月31日(日)消印有効です。対象者には、4月8日以降に申請書を郵送済みですので、手続きがまだの人は、同封の封筒で返送してください。

申請書を締切日までに提出しないと給付されません。

■対象者

平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、昭和27年4月1日以前に生まれた人

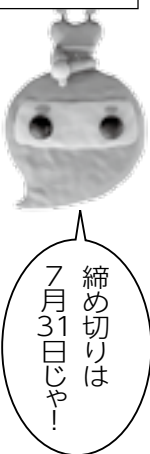
平成27年度の臨時福祉給付金の対象者とは

◇平成27年1月1日時点で、香取市の住民基本台帳に登録されている人

◇平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人

※市民税が課税されている人に扶養されている人、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外

■支給額 1人3万円(1回限り)



現況届の提出を忘れずに—— 障害がある人のための 手当制度

☎社会福祉課 ☎(50)1252

各種障害関係の手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届の提出(所得状況届含む)が必要です。受給者へは必要な書類を送付しますので、指定された期限内に社会福祉課または各支所へ提出してください。期限内に提出がないと手当の支払いが遅れる場合があります。

特別児童扶養手当

在宅の心身に障害のある児童(20歳未満)の保護者に支給

■対象(所得制限あり)
◇1級 身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの2以上、または前記と同程度の障害がある児童

◇2級 身体障害者手帳おおむね3級、療育手帳おおむねBの1、または前記と同程度の障害がある児童
(月額3万4300円)

◇3級 身体障害者手帳おおむね3級、療育手帳おおむねBの1、または前記と同程度の障害がある児童
(月額5万1500円)

◇4級 身体障害者手帳おおむね3級、療育手帳おおむねBの1、または前記と同程度の障害がある児童
(月額3万4300円)

◇5級 身体障害者手帳1・2級の身体障害者手帳A、または前記と同程度の障害のある児童
(月額1万4600円)

◇6級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇7級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇8級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇9級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇10級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇11級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇12級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇13級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

◇14級 在宅の心身に障害がある児童(20歳未満)の保護者に支給
(月額1万4600円)

■対象
身体障害者手帳3級以上、療育手帳Bの1以上の児童
(月額4000円)

特別障害者手当

著しく重度の障害のため、日常生活で常時介護が必要な在宅の人(20歳以上)に支給
■対象(所得制限あり)
身体障害者手帳1・2級の1部で、異なる障害が重複している人、療育手帳Aの1、または前記と同程度の障害のある人
(月額2万6830円)

在宅重度知的障害者及び
ねたきり身体障害者福祉手当
在宅の20歳以上の重度の障害者または介護者に支給
※特別障害者手当の受給者、介護保険の受給者は対象外
■対象(所得制限あり)
重度の知的障害がある人または65歳未満でおおむね6か月以上ねたきりの日常生活全般に介護を必要とする人
(月額8650円)

紹介します！
障害者相談員
■身体障害者相談員
◇増田明(佐原口)
◇飯田光子(府馬)
◇本宮敏雄(高萩)
◇都丸信彦(津宮)
■知的障害者相談員
◇加瀬晃司(分郷)
◇鶴岡大文(佐原イ)
◇伊藤洋子(香取)
◇日下部幸子(山倉)
◇関根晴美(小見川)